

市第61号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条の4の2の次に次の3条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金）

第29条の4の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金又は金銭であって、市民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したもの（以下「控除対象寄附金」という。）とする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。次号において同じ。）のうち、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人（設立前のものを含む。次号において同じ。）又は団体に対する寄附金
- (2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、法人又は団体が本市の区域内において行うそれらの主たる目的である業務に関連する寄附金（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

- (3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項に規定する特定公益信託（以下「特定公益信託」という。）の信託財産とするために支出した金銭
（控除対象寄附金の指定手続等）

第29条の4の4 前条第1号及び第2号の寄附金を受領するもの又は同条第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者は、当該寄附金又は当該金銭について、同条の規定による控除対象寄附金の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地
- (2) 指定を受けようとする寄附金の内容及びその用途
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条の規定により指定された控除対象寄附金は、その指定に係る申請書の提出があった日の属する年の1月1日から、同条の規定により指定された控除対象寄附金とみなす。

3 市長は、控除対象寄附金を指定したときは、その旨を告示するものとする。告示した内容に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

4 控除対象寄附金を受領するもの又は控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者（以下「控除対象寄附金募集者」という。）は、毎年3月15日までに、前年中に寄附を受けた当該控除対象寄附金について、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 控除対象寄附金の寄附をした者（以下この項において「寄附者」という。）の氏名及び住所
 - (2) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の額
 - (3) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の受領年月日
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 5 控除対象寄附金募集者は、第1項の規定により提出した申請書及びそれに添付した書類の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

（控除対象寄附金の指定の取消し）

第29条の4の5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。

- (1) 控除対象寄附金が第29条の4の3に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 控除対象寄附金募集者が正当な理由なく前条第5項の規定による届出をしないとき。
- (3) 控除対象寄附金募集者が偽りその他不正の手段により第29条の4の3の規定による控除対象寄附金の指定を受けたとき。

第33条の3第1項中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第11条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の4の3の規定による指定、新条例第29条の4の4第1項の規定による申請書の提出、同条第3項の規定による告示及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第29条の4の3から第29条の4の5までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第29条の4の3各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第29条の4の3の規定の適用については、同条中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

5 この条例の施行前に附則第2項の規定に基づき新条例第29条の4の4第1項の規定の例により申請書が提出された場合における同条第2項の規定の適用については、この条例の公布の日から平成21年2月2日までの間に同条第1項の規定の例により申請書が提出された場合に限り、同条第2項中「その指定に係る申請書の提出があった日の属する年の1月1日」とあるのは、「平成20年1月1日」とする。

（横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月横浜市条

例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の次に1条を加える改正規定中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第11条の改正規定を削る。

附則第1項第3号中「附則第11条の改正規定並びに」を削る。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る寄附金税額控除の適用対象となる寄附金及びその指定の手續等について定めるとともに、関係規定の整備を図るため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。